

女性活躍を阻む「103万円の壁」と 「130万円の壁」ってなに？

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

-今回の数字-

15万8,400円

(何の数字であるかは、後ほど紹介します)

日本の税や社会保障制度は、実は「専業主婦のいる世帯」よりも「共働きの世帯」の方が有利なくみであることは[このシリーズの第2回](#)で紹介しました。でも、年収300万円や500万円を稼げるような正社員の妻のいる世帯ではそうかもしれないけれど、パートで年収100万円～150万円程度を稼ぐ妻のいる世帯は違うのではないかと、思った方もいると思います。

確かに、日本には「103万円の壁」や「130万円の壁」と言われている問題があります。夫が厚生年金¹に加入している妻の年収が「103万円」や「130万円」を超えると世帯の手取りが急に減ってしまう（負担が大きく増えてしまう）ことがあります²。

「103万円の壁」は、夫の会社における配偶者手当（家族手当など、名称は会社により異なります）の壁です。妻の年収が103万円以下であると夫は税制上「配偶者控除」を受けることができます。妻の年収が103万円を超えても「配偶者特別控除」があるので、妻の年収が103万円を超えた途端に世帯の手取りが急に減ってしまうことは、税の問題としてはほぼありません³。ですが、夫がこの「配偶者控除」を受けられる場合に限り配偶者手当を支給し、「配偶者控除」を受けられない場合は配偶者手当はゼロになるという会社が少なからずあります。

経済財政諮問会議の民間委員たちはこの点を問題視し、しくみを変えるべきだと提言しており、実際に配偶者手当の制度を変えた企業も出始めています。

さて、もうひとつの「130万円の壁」ですが、こちらは、社会保険制度加入の壁です。妻の年収が130万円以上となると、妻は夫の社会保険（厚生年金・健康保険）の扶養扱いを受けることができず、自分で社会保険に加入して保険料を支払う必要があります。妻の勤め先で厚生年

¹ 2015年10月1日をもって共済年金は厚生年金に統合され、公務員も厚生年金に加入するようになります。

² 第2回でも説明した通り、税や社会保障制度には原則として男女の区別はありません。妻が厚生年金に加入している夫が年収100万円～150万円程度を稼ぐ場合にも、「103万円の壁」や「130万円の壁」の問題は生じます。今回は、説明の便宜上、妻が年収100万円～150万円程度を稼ぐ場合の問題について解説します。

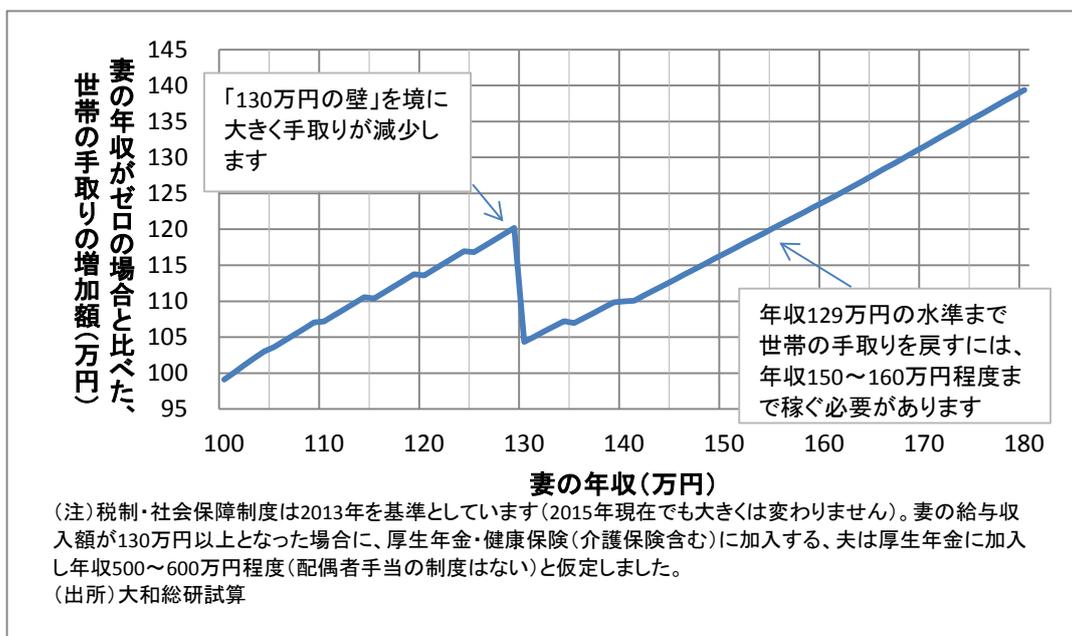
³ ただし、夫の合計所得金額が年1,000万円超（給与収入換算で、年収約1,232万円以上）の場合は配偶者特別控除が適用できないので、妻の年収が103万円を超えた途端に夫の税負担は大きく増えます。

金・健康保険に入ることができればその保険料を半額負担（半額は会社負担）し、そうでない場合は国民年金・国民健康保険に入って保険料を全額支払う必要があります。

この社会保険料の負担がとても重く、妻の年収が129万円から130万円に1万円増えると、世帯の手取りは15万8,400円も減ってしまうのです（以下の図表の前提の下での金額です）。これだけ一度に負担が増えてしまうのならば、「130万円の壁」の手前まで働く時間を増やすのをやめてしまおう、より高い給料の仕事を目指すのをやめてしまうと考える女性がいるのも、無理もないことです。

女性が「103万円の壁」や「130万円の壁」を大きく超えて、その先、年収200万円、300万円、400万円……と稼げるようになれば、今度は共働きであることの税・社会保障制度の有利さを実感できるようになります。ですが、そこに行くまでに、現状では大きな壁があるのです。次回もこの問題を掘り下げて解説します。

妻の就業による世帯の手取りの増加額（いずれも年額）



今回の数字—15万8,400円

妻の年収が129万円から130万円に1万円増加したときの世帯の手取りの減少額（前提条件は図表を参照）

(出所) 大和総研試算

※本稿は、「週刊ダイヤモンド」2013年7月13日号、22ページへの寄稿を再構成したものです。

(次回は9月29日に掲載します。10月9日まで、毎営業日連載します)

以上